

【改正下請法・改正下請振興法の説明会の開催について】

(添付資料に誤りがございましたので、再送させていただきます。)

公正取引委員会・中小企業庁により開催されます、下請法・下請振興法の改正内容についての説明会について、開催案内がございました。

そのため、周知の御協力を依頼させていただきたく、御連絡を差し上げました。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。

改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合があります。

つきましては、公正取引委員会・中小企業庁共同で改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）についての改正ポイント説明会を開催いたしますので、御多忙の折に誠に恐縮ではございますが、貴団体におかれまして、添付の御案内文を会員企業の皆様に周知いただきたく、御依頼申し上げます。

なお、こちらの説明会の内容は、10月に開催された説明会と同一のものです。

=====

【説明会概要】

- ・日程①令和7年11月14日（金）16:00-17:30（説明60分、質疑30分）
- ・日程②令和7年12月2日（火）10:30-12:00（説明60分、質疑30分）
- ・実施方式：対面またはオンライン（※対面は定員が200名となっており、先着順となっております。）
- ・登録方法：対面参加の場合、添付した御案内文のリンクまたはQRコードより参加申込フォームに御回答ください。オンライン配信の視聴の場合、お申込は不要となりますので、説明会当日に御案内文に記載されたリンクをクリックし、御参加ください。

【法改正の概要について】

下請法・下請振興法の改正の概要はこちらからも御確認いただけます。

（解説動画）<https://youtu.be/jckOTG0f9uQ>

（ガイドブック）<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

（リーフレット）https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf

こちらの説明会について何か御不明な点がございましたら、担当課であります、中小企業庁取

引課（03-3501-1669）まで遠慮なくお尋ねください。

引き続きよろしくお願いいたします。

経済産業省 製造産業局 産業機械課 拝

* . . . * . . . * . . . * . . . * . . . *

経済産業省 製造産業局 産業機械課 総括

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

[TEL:03-3501-1691](tel:03-3501-1691)

* . . . * . . . * . . . * . . . * . . . *